

返品送料保険普通保険約款

「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に適用される特約において使用される用語の説明は次表のとおりとします。ただし、この普通保険約款のそれぞれの条項、および適用される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

	用語	説明
か	解除	当社からの意思表示によって、保険契約の効力を将来に向かって失わせることをいいます。
	加入内容確認証	保険契約の加入に際し、被保険者に対して交付する書面等をいいます。
き	危険	損害の発生の可能性をいいます。
	危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ	購入物品	被保険者が物品の販売者から購入した物品のことをいいます。
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険加入の際に申し出る事項とすることによって当社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	事故	第1条（保険金を支払う場合）に規定する返品送料を負担することをいいます。
	失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
	書面等	書面による方法または電子メール等の通信手段を利用する方法のうち当社が定めるものをいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
つ	通知事項の通知	第10条（通知義務）に規定する通知をいいます。
て	訂正の申出	告知事項について書面等をもって訂正を当社に申し出ることであって、第9条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出をいいます。
と	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。
ひ	被保険者	この保険契約により補償を受ける者をいいます。包括契約特約を付帯した契約においては、当社と保険契約者との間で締

		結された契約に対し、保険加入を行った者をいいます。
ふ	普通保険約款	保険契約内容について、原則的な事項を定めたものです。
	物品	不動産以外の有体物をいいます。
へ	変更日	訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
	返品期限	物品の販売者が定めた購入物品を返品することができる期限をいいます。なお、物品の販売者がその期限を定めていない場合は、被保険者が購入物品の引き渡しを受けた日から起算して8日後の日とします。
	返品送料	購入物品をその販売者に送り返す際に必要な送料をいいます。ただし、購入物品の代金および梱包に要した費用等の返品に付随して生じる費用を含みません。
ほ	保険金	この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭をいいます。
	保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券等に記載の保険金額をいいます。
	保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。
	保険証券等	保険証券または加入内容確認証をいいます。
	保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
	補償期間	加入内容確認証記載の補償期間をいいます。
	補償期間開始日	補償期間の初日をいいます。
	補償期間終了日	補償期間の末日をいいます。
む	無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
め	免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券等に記載の免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第1章 補償条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、購入物品について、被保険者が、偶然な事由に起因して、物品の販売者と被保険者の合意のもと返品を行った場合に被保険者が返品送料を負担することによって被る損害（以下、「損害」といいます。）に対し、保険金を支払います。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、保険契約者または被保険者（注1）の故意（注2）もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注3)に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注4)
- ② 地震、噴火またはこれらによる津波
- ③ ①または②の事由に随伴して発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故

(注1) 保険契約者または被保険者

保険契約者または被保険者の法定代理人を含みます。保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 故意

第1条(保険金を支払う場合)に規定する返品は故意には該当しません。

(注3) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

これらの事由によって発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故が拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。

(注4) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

第3条(保険金の支払額)

当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金として支払うべき額は、1回の返品につき、返品送料の実額とします。ただし、保険金額を限度とします。

第2章 基本条項

第4条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当社の保険責任は、補償期間開始日の午前0時に始まり、補償期間終了日の午後12時に終わります。ただし、保険証券等の補償期間欄にこれと異なる開始時刻が記載されている場合は、その時刻に始まるものとします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

第5条(保険責任の終期の延長)

- (1) 返品期限の翌日から起算して7日後の日が、補償期間終了日を超える場合は、保険責任の終期は返品期限の翌日から起算して7日後の日の午後12時まで延長されます。

(2) (1) の保険責任の終期の延長は、補償期間終了日の翌日から起算して150日後の日の午後12時までを限度とします。

第6条（保険料の払込方法）

(1) 保険契約者は、この普通保険約款に適用される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に適用される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。

(2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に適用される特約で別に定める場合を除き、当社は、補償期間開始日から保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第7条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、被保険者が日本国内から購入物品を発送した場合に被る損害に対してのみ保険金を支払います。

第8条（保険証券等の不発行）

(1) 当社は、保険契約者および被保険者の同意のもと、この保険契約の保険証券等を発行しません。

(2) (1) で保険証券等を発行しない場合、当社は、保険証券等の記載事項を電磁的方法により提供します。

第9条（告知義務）

(1) 被保険者になる者は、保険加入の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は保険加入の際、被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約（注1）を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合は適用しません。

① (2) に規定する事実がなくなった場合

② 当社が、保険加入の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注2）

③ 被保険者が、当社が保険金を支払うべき事故の発生前に、告知事項につき、書面等をもって当社に訂正の申出をして、当社がこの訂正の申出を承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険加入の際に当社に

告げられていたとしても、当社が保険に加入していたと認めるときに限り、当社はその訂正を承認するものとします。

④ 次のいずれかに該当する場合

ア. 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

イ. 保険加入時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(注1) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) 当社が、保険加入の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

当社のために保険契約の締結の代理・媒介を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第10条(通知義務)

(1) 保険加入後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

(2)(1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、被保険者が、故意(注2)または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約(注3)を解除することができます。

(3)(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 危険増加が生じた時から5年を経過した場合

(4)(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求する

ことができます。

(5) (4)の規定は、(2)の危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注4)を超えることとなった場合は、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約(注3)を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) 告知事項の内容に変更を生じさせる事実

告知事項のうち、保険加入の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 故意

第1条(保険金を支払う場合)に規定する返品は故意には該当しません。

(注3) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

(注4) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険加入の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第11条(保険契約者または被保険者の住所または通知先の変更)

保険契約者または被保険者が保険証券等に記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第12条(保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険契約に関して必要な事項について、調査をすることができます。

第13条(契約内容の変更)

(1) 保険契約者または被保険者は、第9条(告知義務)から第11条(保険契約者または被保険者の住所または通知先の変更)以外の契約内容の変更をしようとする場合は、書面等をもってその旨を当社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。

(2) (1)の場合において、当社が書面等による通知を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、当社は、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第14条（保険契約の無効）

- (1) 保険契約者または被保険者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) (1)にかかわらず、被保険者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約に加入した場合は、当社は、この保険契約のうち、その被保険者に係る部分に限り無効とします。
- (3) (1) または (2) の規定により無効となる場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第15条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときにこの保険契約（注）は効力を失います。

- ① 物品の販売者の責に帰すべき事由により、被保険者が返品を行った場合
- ② 物品の販売者が購入物品を発送した日以前に、被保険者が物品の購入を取り消した場合

（注）この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第16条（保険契約の取消し）

- (1) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) (1)にかかわらず、被保険者の詐欺または強迫によって、その被保険者が保険契約に加入した場合は、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約のうち、その被保険者に係る部分に限り取り消すことができます。
- (3) 事故が発生した後に(1)または(2)の規定による取消しが行われた場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第17条（保険契約者または被保険者による保険契約の解約）

保険契約者または被保険者は、当社に対する書面等による通知をもって、この保険契約（注）を解約することができます。

（注）この保険契約

被保険者による保険契約の解約の場合、その被保険者に係る部分に限ります。

第18条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者が、正当な理由がなく第12条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。

② 被保険者が、正当な理由がなく第12条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、この保険契約のうち、その被保険者に係る部分に限ります。また、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。

③ 保険契約者が第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合（注）

（注）保険契約者が第21条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合

当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

第19条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）（1）にかかわらず、被保険者が（1）①から④までのいずれかに該当する場合、当

社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約のうち、その被保険者に係る部分に限り解除することができます。

(3) (1) または (2) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第20条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、(1) ①から④までの事由の解除の原因となる事由が生じた時以後に発生した事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が (1) ③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合には、(3) の規定は、(1) ③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(注) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

第20条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次表「区分」のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第10条(通知義務)(1)の事実が発生した場合	次のア. またはイ. のとおりとします。なお、返還または請求する保険料は被保険者の申出に基づき、第10条（通知義務）(1)の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \frac{\text{未経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数 (注)}}$ イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数 (注)}} \right)$
③ ①および②のほか、保険加	次のア. またはイ. のとおりとします。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、

入後、被保険者が書面等をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	次の算式により算出した額を請求します。
	$\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数 (注)}}$
	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。
	$\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{\text{保険期間月数 (注)}} \right)$

(注) 月数

1か月に満たない期間は1か月とします。

第22条 (保険料の返還—無効または失効の場合)

保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第14条(保険契約の無効)の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 第15条(保険契約の失効)の規定により、保険契約が失効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。

第23条 (保険料の返還—取消しの場合)

第16条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第24条 (保険料の返還—解約または解除の場合)

(1) 第17条(保険契約者または被保険者による保険契約の解約)の規定により保険契約が解約となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、この普通保険約款に適用される特約で別に定めがある場合を除きます。

(2) 第18条(当社による保険契約の解除)または第19条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)の規定により保険契約が解除となる場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第25条 (追加保険料領収前の事故)

(1) 第21条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第18条(当社による保険契約の解除)③の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収ま

での間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(2) 第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間に生じた事故による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、保険金を支払います。

第26条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

事故発生時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 事故の発生を知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。	
③ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。	
④ ①から③までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または（1）④の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第27条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第28条（保険金の請求）

- (1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを書面等により提出しなければなりません。
- ① 保険金請求書
 - ② 第1条（保険金を支払う場合）に規定する事実が発生したことを証する書類
 - ③ 損害の額を確認できる客観的書類
 - ④ 第5条（保険責任の終期の延長）（1）の規定により、保険責任の終期が延長される場合は、返品期限を証する書類
 - ⑤ その他当社が第31条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次のいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）

③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）

(5) (4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。

(6) 当社は、事故の内容等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(3)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(7) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(6)の規定に違反した場合または(3)、(4)もしくは(6)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

法律上の配偶者に限ります。

(注2) 親族

親族に含まれる配偶者は法律上の配偶者に限ります。

第29条（保険金支払後の保険契約）

(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約（注）は保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(2) (1)の規定によりこの保険契約（注）が終了した場合は、当社は保険料を返還しません。

(注) この保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

第30条（時効）

保険金請求権は、この普通保険約款の規定に定める保険金請求権を行使できる時の翌

日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① (1) ①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、(1) および (2) の期間に算入しないものとします。

(4) (3) の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、(1) および (2) の期間に算入しないものとします。

(5) (1) から (4) までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当

社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が第28条（保険金の請求）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数

複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みません。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第32条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② ①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第33条（保険料の増額、保険金額の減額または保険金の削減払）

(1) 当社は、事故が当社の想定を超えて頻発した結果、現行の保険料または保険金支払を維持できなくなった場合は、保険期間の途中において、当社の定めるところにより、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(2) 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

(3) 当社は、(1)および(2)の適用を行う場合は、速やかに保険契約者にその旨を通知します。なお、通知を行う前に生じた事故については、(1)および(2)の規定は適用しません。

第34条（保険契約者の変更）

- （1） 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- （2） （1）の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面等をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- （3） 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。